

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法に基づく

相談支援 チェリー・ハート運営規程

(特定相談支援事業・障がい児相談支援事業)

運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 育成福祉会（以下「事業者」という。）が設置する相談支援 チェリー・ハート（以下「事業所」という。）において実施する特定相談支援事業及び障がい児相談支援事業（以下「特定相談支援事業等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、特定相談支援事業等の円滑な運営管理を図るとともに、利用者、障がい児及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）に対し、適切な指定計画相談支援及び指定障がい児相談支援（以下「指定計画相談支援等」という。）を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、利用者等がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス（以下「福祉サービス等」という。）が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行うものとする。

2 特定相談支援事業等の運営に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービス期間等との連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 特定相談支援事業等の実施に当たっては、利用者等の意向を踏まえ、計画作成対象障がい者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業所等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われるように努めるものとする。

4 事業所は、自らその提供する特定相談支援事業等の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

5 前4項のほか、関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 相談支援チェリー・ハート

(2) 所在地 大阪府高槻市芝生町1丁目23番1号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤職員1名 相談支援専門員兼務）

管理者は、従業者の管理、指定計画相談支援等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 相談支援専門員 2名（常勤職員 2名 うち管理者兼務1名）

相談支援専門員は、利用者等の日常生活全般に関する相談、

サービス等利用計画及び障がい児支援利用計画（以下「サービス等利用計画等」という。）の作成及び継続的なモニタリング等を行い、適切な福祉サービス等の利用が行われるようにする。

（３）補助職員 １名（常勤職員 ０名、非常勤職員 １名）

相談支援専門員の指示の下に補助的業務を行う。

（営業日及び営業時間等）

第５条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

（１）営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月１０日から８月１５日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（２）営業時間 午前９時から午後５時３０分までとする。

（３）サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、８月１０日から８月１５日、１２月２９日から１月３日までを除く。

（４）サービス提供時間 午前９時から午後５時３０分までとする。

（指定計画相談支援等を提供する主たる対象者）

第６条 事業所において指定計画相談支援等を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

（１）障がい児

（指定計画相談支援の内容）

第７条 事業所で行う指定計画相談支援等の内容は、次のとおりとする。

（１）日常生活全般に関する相談

（２）地域の福祉サービス事業者等の情報提供

（３）サービス等利用計画等の作成及び評価

（４）訪問による継続的なモニタリング

（５）前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

（１）から（４）に附帯するその他必要な支援、相談、助言等

（利用者及び障がい児の保護者から受領する費用の額等）

第８条 法定代理受領を行わない指定計画相談支援等を提供した際は、利用者及び障がい児の保護者から計画相談支援給付費及び障がい児相談支援給付費の額の支払いを受けるものとする。

２ 事業者は、前項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者及び障がい児の保護者に対し交付するものとする。

（利用者負担額等に係る管理）

第９条 事業所は、指定計画相談支援等を提供している利用者等が当該指定計画相談支援等と同一の月に受けた指定障がい福祉サービス等及び指定障がい児通所支援（以下「指定障がい福祉サービス等」という。）につき、法第２９条第３項第２号に掲げる額若しくは児童福祉法第２１条の５の３第２項第２号に掲げる額の合計額（以下「利用者負担額等合計額」という。）を算定するものとする

この場合において、当該事業所は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者等及び利用者等に対し指定障がい福祉サービス等を提供した指定障がい福祉サービス事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、高槻市・茨木市全域とする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、その提供した指定計画相談支援等又はサービス等利用計画等に関する利用者等又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業所は、その提供した指定計画相談支援等に関し、関係法令の定めるところにより、府及び市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者等又はその家族からの苦情に関して府及び市町村が行う調査に協力するとともに、府及び市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 事業所は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の福祉サービス事業者等に対して、利用者等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第13条 事業所は、利用者及び障がい児の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止に関する責任者の選定

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

(その他運営に関する重要事項)

第14条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、

業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後6カ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、利用者等に対する指定計画相談支援等の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援等を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成25年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年1月1日から施行する。

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

この規程は、平成28年6月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年1月1日から施行する。